

令和 4 年度組織機構及び職員定数調整方針

1 基本的な考え方

令和 4 年度組織機構及び職員定数調整については、「令和 4 年度三重県行政展開方針（重点事業の考え方）」及び「令和 4 年度当初予算調製方針」並びに「第三次三重県行財政改革取組」の内容も踏まえ、職員数の抑制に努めながらも、多様な行政ニーズに的確に対応できるよう、以下により行います。

2 組織機構

限られた経営資源の中でも、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、最優先課題である県民の命と暮らしを守るための取組を進めつつ、県内産業の一層の振興を図るとともに、人口減少対策などの喫緊の課題に粘り強く取り組むための体制整備を行い、組織として業務を進めるための体制を徹底し、より一層簡素で効率的・効果的な組織体制を検討します。

3 職員定数

- (1) 定数配置については、全体数の抑制を図りながら、選択と集中を行い、県政の諸課題への的確な対応を行います。
- (2) 「三重とこわか国体・三重とこわか大会」の準備・運営体制の整備のために配置した定数については、本県における今後のスポーツ振興の視点も踏まえつつ見直すこととし、新型コロナウイルス感染症対策のほか、喫緊の課題への対応のために優先的に配置します。
- (3) ワーク・ライフ・マネジメントの推進や時間外勤務命令の上限に留意しつつ、スマート改革を推進する中で、業務の生産性の向上や働き方の見直しを積極的に進め、時間外勤務の縮減を図るとともに、各部局においても業務の選択と集中をさらに進め、新たな行政ニーズへの対応や業務の平準化などについてメリハリをつけて、主体的に定数調整を行うものとします。
- (4) なお、新型コロナウイルス感染症対策や大規模災害に伴う災害復旧などの緊急課題への対応や、予算編成の進捗に伴う大規模な事業見直しなど、特に必要があると認められる場合には、所要の調整を行います。